第 39 回全国健康福祉祭東京大会総務・企画専門部会設置要綱

８ス文事スね第２４号
令和８年６月２日

（目的）
第１条　公益財団法人東京都スポーツ文化事業団（以下「事業団」という。）は、第 39 回全国健康福祉祭東京大会（以下「大会」という。）の開催に向けて、専門委員による助言を踏まえ、広報・都民参加等の準備及び運営の検討を行うため、事業団スポーツコミッション TOKYO（以下「SCT」という。）内に、第 39 回全国健康福祉祭東京大会総務・企画専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

（所掌事項）
第２条　専門部会は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討する。
（１）大会の総務・企画の基本的な計画・推進に関すること。
（２）大会の広報及び都民参加の基本的な計画・推進に関すること。

（構成）
第３条　専門部会は、別表に掲げる者をもって構成する。
２　専門部会に座長を置き、座長は SCT ねんりんピック推進室長の職にある者をもって充てる

（委員の任期）
第４条　委員の任期は、委嘱の日から令和１０年３月３１日までとする。ただし、特別な事情があるときは、この限りでない。
２　前項の規定にかかわらず、前条に掲げる委員が、就任時の機関及び団体の役職を離れた場合は、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
３　委員に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて委員を補充することができる。

（会議）
第５条　専門部会の会議は、座長が招集する。
２　座長は、必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
３　専門部会は非公開とする。

４　専門部会の資料及び議事録は、後日公開とする。ただし、大会に関する情報及び関係者等の秘密情報を取り扱うとき、又は座長が必要と認めるときは、この限りではない。

（事務局）

第６条　専門部会の事務を処理するため、事務局を置く。

２　事務局は、SCT ねんりんピック推進室とする。

（守秘義務）

第７条　別表に掲げる者及び第５条第２項の規定により会議に出席した者は、専門部会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（その他）

第８条　この要綱で定めるもののほか、専門部会の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

（別表）専門部会名簿

職	専門分野	所属・役職等	
委員	広報・PR	公益社団法人日本パブリックリレーションズ協会	常務理事
	放送	日本放送協会	首都圏局コンテンツセンター長
	ボランティア	公益財団法人東京都つながり創生財団	常務理事・事務局長
	戦略広報	東京都政策企画局戦略広報部	戦略広報担当課長
	都民参加	東京都生活文化局都民生活部	地域活動推進課長
	スポーツ	東京都スポーツ推進本部スポーツ企画部	連携推進担当課長

座　長：公益財団法人東京都スポーツ文化事業団スポーツコミッション TOKYO
　　ねんりんピック推進室長

事務局：公益財団法人東京都スポーツ文化事業団スポーツコミッション TOKYO
　　ねんりんピック推進室